



建設業種向け 総合賠償責任保険 建設安心名人

平成22年1月改定



ご契約いただく保険の内容

補償の種類等	保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合(免責)
共通 (賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款、賠償責任保険追加特約、建設安心名人特約に基づきます。)	損害賠償金(下欄の各場合に被害者に支払う法律上の損害賠償金) 緊急費用 損害防止費用 協力費用 争訟費用 求償権保全費用	日本国外で発生した事故 被保険者の使用人の業務上災害 契約によって加重された責任 地震、噴火、洪水、津波等の天災 核燃料物質に起因する損害 戦争、暴動、騒擾、労働争議 契約者または被保険者の故意 テロ行為 汚染物質、廃棄物、アスベストに起因する損害 など
工事の遂行に起因する賠償事故、事務所・資材置場などに起因する賠償事故 (建設安心名人特約に基づきます。)	記名被保険者が所有、使用または管理する施設(昇降機を含みます。)および被保険者が行う工事の遂行に起因して第三者の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。) または財物の損壊(滅失・損傷・汚損をいいます。) 注が生じ法律上の損害賠償責任を負担した場合	工事に伴う地盤の振動、沈下、隆起、土砂崩れあるいは土砂の流出、土地の軟弱化などによる建物や土地の損壊によって生じた損害 塵埃、金属粉末または騒音に起因する損害 自動車(工事中における建設用工作車は除きます。)、船舶、航空機の所有、使用または管理に起因する損害 など
工事の結果に起因する賠償事故 (建設安心名人特約に基づきます。)	被保険者が行った工事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しとします。) または放棄の後のその結果に起因して第三者の身体の障害または財物の損壊(注が生じ法律上の損害賠償責任を負担した場合)	被保険者が故意または重大な過失(著しく注意を怠ること)により、法令に違反して行なった工事の結果に起因する損害賠償責任 仕事の目的物により製造、生産される財物の損壊 仕事の結果が被保険者の意図した効能または性能を発揮することができなかったことに起因する損害 など
仕事の目的物自体の損壊 (建設安心名人特約に基づきます。)	工事の結果に起因する賠償事故が発生し損害を被る場合に、その原因となった仕事の目的物自体の損壊(仕事の目的物の一部の欠陥によるその仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。) 注に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合	「工事の結果に起因する賠償事故」に掲げる保険金をお支払いできない事由 仕事の目的物自体の使用不能損害 など
保管中・管理下財物危険 (建設安心名人特約に基づきます。)	「保管中・管理下財物」が損壊または紛失もしくは盗取され法律上の損害賠償責任を負担した場合 「保管中・管理下財物」とは、被保険者が占有、使用または管理する他人の財物のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。 記名被保険者が施設内で保管または保管の目的に沿って施設外で保管している財物 被保険者または被保険者のために下請負人が直接作業を加えている財物(被保険者が直接作業を加えているその作業の対象となっている部分をいいます。) 被保険者または被保険者のために下請負人が保管しているまたは取付け・取はずし等の作業を加えている住宅用設備機器(給水・給湯、冷暖房、空調のための設備機器に限りません。)	被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗難 通貨、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品(書画、陶器、彫刻物のうち、1個・1組の価額が30万円未満のものを除きます。)、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する保管中・管理下財物の損壊、紛失または盗難 通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。) もしくは加工の拙劣または仕上不良による保管中・管理下財物の損壊 保管中・管理下財物の使用不能損害 次(財物の損壊、紛失または盗取) 被保険者が所有する財物 所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。被保険者または被保険者のために下請負人が他人から借り受けている財物(リースまたはレンタル契約により被保険者が占有する財物を含みます。) 被保険者または被保険者のために下請負人が現実に使用している財物 被保険者または被保険者のために下請負人が運送、荷役、設置、移動もしくは撤去を行っているその目的物 住宅用設備機器を除きます。) 免注者または第三者から被保険者に支給された住宅用設備機器以外の資材、原材料、部品、機械、器具、工具その他これらに類する財物 など
人格権侵害 (建設安心名人特約に基づきます。)	第三者に対して不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損や口頭、文章、図画その他これらに類する表示行為によるプライバシー侵害、名誉毀損などが生じ法律上の損害賠償責任を負担した場合	被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者により行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた人格権侵害 など
初期対応費用・訴訟対応費用 (建設安心名人特約に基づきます。)	基本契約の -、につき保険金のお支払い対象として客観的に認められる事故が発生した場合に被保険者が負担した次の費用 事故現場の保存費用 事故原因の調査にかかる各種費用 対人事故、人格権侵害事故の場合の見舞金費用(ただし被害者1名につき10万円が限度となります。) 訴訟対応のための各種社内費用 など	事前に弊社の承認がないまま支出した各種費用 など
塗料飛散危険 (建設安心名人特約に基づきます。)	被保険者が工事に使用する塗料または塗装用材料が飛散または拡散したことによって、第三者の財物が損壊し法律上の損害賠償責任を負担した場合	塗装対象物、看板等の設置場所の誤認または広告の内容、塗装の色もしくは特性等塗料の選択の誤り 損壊した財物の使用不能損害 など
盗難危険 (盗難危険補償(担保)特約 <建設安心名人用>に基づきます。)	記名被保険者の仕事の目的物である建築物内の他人の財物が窃盗、強盗のために盗取(盗取による滅失、損傷または汚損を含みます。) され法律上の損害賠償責任を負担した場合	被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗難 工事対象建築物が引き渡された後に発見された盗難 万引きによる損害 火災、爆発、放射能汚染の際における盗難 など
事故対応費用 (事故対応費用補償(担保)特約 <建設安心名人用>に基づきます。)	基本契約の -、につき保険金のお支払い対象として客観的に認められる事故が発生した場合に、被保険者が支出した次の費用 対物見舞金(ただし1被害者につき2万円が限度となります。) 対物超過修理費(損壊した財物の時価を修理費が上回る場合の差額をいいます。) 緊急臨時雇入対応費用(事故により被保険者の被用者も同時に身体の障害を被り、業務遂行不能となったために、一時的な緊急措置として人員を雇入する場合の費用で、人件費を除きます。)	事前に当会社の承認がないまま支出した各種費用 など

(注)財物の損壊に伴うその財物の使用不能損害も補償の対象になります。また、財物に物理的損壊のない場合のその使用不能損害も補償の対象になります。ただし、いずれも使用不能損害についての限度額が適用されます。

万一、事故が発生した場合は...
事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または弊社へ事故の内容をご通知ください。
ご通知が遅れた場合や、示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社とご相談されずに支払われた場合には保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご契約に関するご注意
告知義務について:保険契約申込書に記載された事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
通知義務について:ご契約後、ご契約内容に変更が生じた場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。変更の事由によっては、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
保険料領収前に発生した損害について:保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「保険料分割払特約」をセットされた場合のご注意
分割払保険料は、保険証券記載の払込期日までに払込みください。所定の期日までに保険料の払込みがない場合は、次の取扱いとなりますのでご注意ください。
事故による損害に対して保険金をお支払いできないことがあります。
保険契約を解除させていただきます。

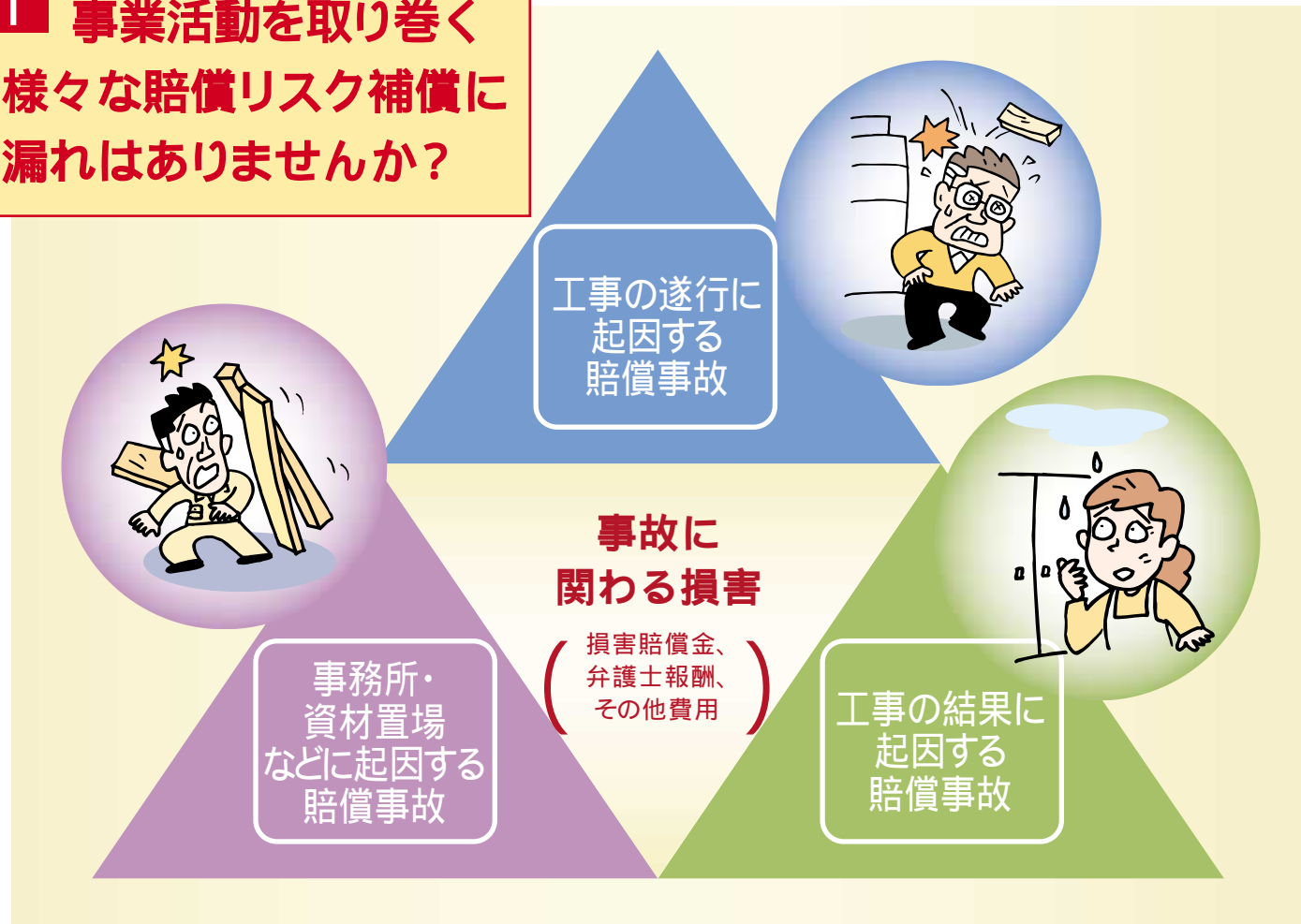
代理店について
弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社の代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
保険仲立人について
保険仲立人は、保険契約締結の媒介を行います。保険契約の締結の代理権は有しません。
ご契約の際には、重要事項説明書、普通保険約款・特別約款・特約をご覧ください。お手元がない場合にはお渡しいたしますので、お申し出ください。
本パンフレットは「建設安心名人(賠償責任保険普通保険約款+請負業者特別約款+賠償責任保険追加特約+建設安心名人特約)」の概要を説明したものです。
重要事項説明書、普通保険約款・特別約款・特約にはご契約内容について重要な事項が記載されています。必ずご一読の上、大切に保管し必要に応じてご覧ください。

お問い合わせ先

ニッセイ同和損害保険株式会社

こんなことありませんか？

1 事業活動を取り巻く 様々な賠償リスク補償に 漏れはありませんか？



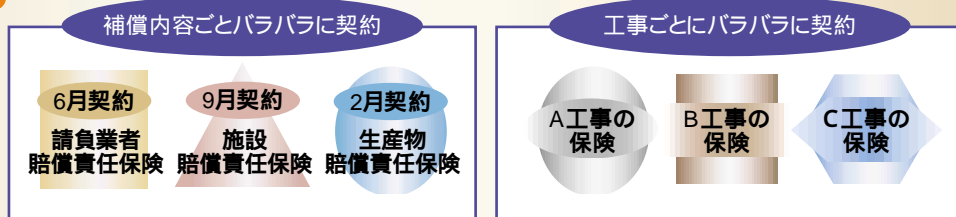
2 ご負担されている保険料は合理的・経済的ですか？

Q1 工事に関わる賠償責任保険契約を
複数に分けていませんか？

Q2 経審の総合評価値による割引を
適用していますか？

3 ご契約手続きや管理が面倒だと思いませんか？

契約の管理や精算が必要なのは手間がかかるな～



ご契約金額(支払限度額)

支払限度額については、次の4パターンをご用意しております。
損害賠償金の額は、高額化の傾向にあります。高額のパターンでのご加入をおすすめします。

基本契約

パターン	T-1	T-2	T-3	T-4
総支払限度額 (1事故・保険期間中)注	5000万円	1億円	3億円	5億円
免責金額(自己負担額)1事故)	0-5-10万円			
仕事の目的物自体の損壊	300万円			
保管中・管理下財物危険	500万円	1000万円	2000万円	3000万円
使用不能損害	500万円	1000万円	2000万円	3000万円
人格権侵害	500万円	1000万円	2000万円	3000万円
初期対応費用・訴訟対応費用	500万円	1000万円	2000万円	3000万円
塗料飛散危険	100万円			

注:支払限度額は、対人・対物共通建(CSL)、総支払限度額(保険期間中の支払限度額)となります。また、内枠限度額設定があるものについても、それぞれ総支払限度額となります。なお、普通保険約款に基づく費用(争訟費用、緊急費用等)は、総支払限度額での内枠となります。

免責金額(自己負担額)の累進制について

保険契約締結時は、基本契約部分の免責金額はすべて「なし」の設定となりますが、同一保険期間中に2回目となる保険金支払事故が発生した場合は、支払保険金の額にかかわらず5万円を免責金額として適用、差し引きます。3回目以降の事故が発生した場合は、10万円を免責金額として適用、差し引きます。ただし、塗料飛散危険については、累進制の適用はなく常に10万円を免責金額として適用します。

オプション(任意でセットできる特約)

盗難危険補償(担保)特約	支払限度額(1事故・保険期間中)	100万円	
	免責金額(自己負担額)1事故)	1万円	
事故対応費用補償(担保)特約	支払限度額(1事故・保険期間中)	50万円	100万円
	免責金額(自己負担額)1事故)	なし	なし

保険金お支払い例

ビルの電気設備工事作業中、配線ミスにより出火、ビルの一部と機械設備を損傷した。この修理代850万円を賠償請求された。またこの事故によりビル全体が使用できなくなり、入居していたテナントも復旧までの2日間営業できず、240万円の休業損害につき賠償請求された。(いずれも被保険者が損害額を全額負担すべきことが判明した。)

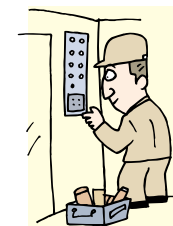
お支払い保険金 $850万円 + 240万円 - 0万円$ (1回目事故の場合の免責)
= 1,090万円



保険料例(下記保険料例は目安です。)

完成工事高3億円の設備工事業者

パターンT-2(総支払限度額1億円)
+ オプション
[盗難危険補償+事故対応費用(100万円)]の場合



年間保険料 701,260円

完成工事高15億円のビル建築工事業者

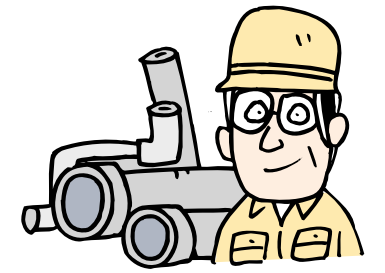
パターンT-3
(総支払限度額3億円Xオプションなし)の場合



年間保険料 1,775,120円

完成工事高1億5千万円の管工事業者

パターンT-3
(総支払限度額3億円Xオプションなし)の場合



年間保険料 530,100円

本例の保険料には、経営事項審査結果の総合評価値による割引は適用していません。

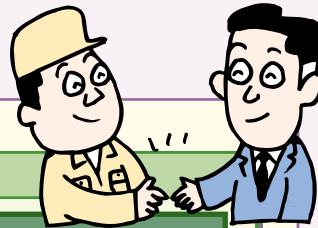
建設安心名人なら...!

豊富な補償をパッケージ化しました

充実した補償内容

ご契約対象は、年間完工高30億円以下の建設28業種

工事に関わるリスクをパッケージ化



詳細は次のページをご覧ください

基本契約

工事の遂行に起因する賠償事故

工事の結果に起因する賠償事故

事務所・資材置場などに起因する賠償事故

建設安心名人は、ここが新しい! **プラス**

仕事の目的物自体の損壊

保管中・管理下財物危険

人格権侵害

初期対応費用
(見舞金・見舞品等)

訴訟対応費用

塗料飛散危険

さらに、オプションでは! **プラス**

オプション(任意でセットできる特約)

盗難危険
(盗難危険補償(担保)特約)
工事対象物件内の他人の財物の盗難について被保険者が法的責任を負担する場合

事故対応費用
(事故対応費用補償(担保)特約)
事故時の対物見舞金・対物超過修理費・緊急臨時雇入費が保険金お支払いの対象となります。

さらに

JV工事がある場合も除外することなく補償します。
記名被保険者の「下請業者」と、記名被保険者が元受となる工事の場合の「発注者」も明記することなく被保険者となります。「発注者」と「記名被保険者・下請業者」間の損害賠償責任も補償します。

合理的な保険料

ワンパッケージで割安

複数の賠償リスクを1保険契約でカバーすることにより、保険料の合理化を図ることができます。

「経審」割引 5%~30%

経営事項審査結果の総合評定値によっては、5%から30%の割引が適用されます。

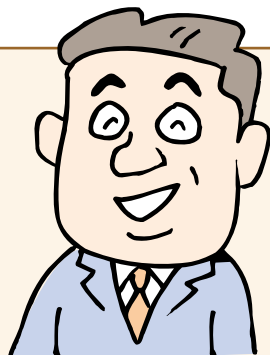
簡単なお契約手続き

年間包括契約

個々の工事ごとのご契約が不要な、ご契約漏れの心配のない年間包括契約方式です。

通知・精算不要

直近会計年度1年間の完成工事高をご申告いただくことで、簡便にご契約できます。工事の通知や保険料の精算手続きも不要です。設立1年未満の事業者等に関しては、確定精算が必要になります。



豊富な補償をパッケージ化しました

基本契約

工事の遂行に起因する賠償事故

工事の遂行に起因する第三者の身体障害・財物損壊 について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

ビル建設工事中、作業員が誤って工具を落とし、通行人にケガをさせた。



仕事の目的物自体の損壊

工事の結果に起因する賠償事故が発生した場合に、その工事の目的物自体の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

分電盤の配線ミスにより火災が発生、建物の一部が焼失し、分電盤自体も新品に交換させられた。



保管中・管理下財物危険

被保険者が占有・使用・管理する所定の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

ビル内装工事中、監督上の指示ミスにより、別の部分にドリルで穴をあけてしまった。



工事の結果に起因する賠償事故

工事の終了後のその結果に起因する第三者の身体障害・財物損壊 について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

マンションの建築工事完成引渡し後、給排水管の設置不良により汚水が漏れ、入居者の家財を汚損した。



人格権侵害

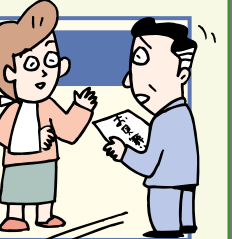
第三者に対する不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損や口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為によるプライバシー侵害、名誉毀損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

工事現場にいた人を泥棒と誤って捕まえ、長時間拘束した。



初期対応費用・訴訟対応費用

事故が発生した場合に被保険者が支出した事故現場保存費用、事故原因調査費用、対人事故・人格権侵害事故の場合の見舞金(1被害者あたり10万円限度)などの費用を補償します。



事務所・資材置場などに起因する賠償事故

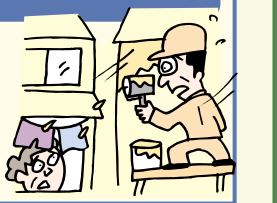
事務所・資材置場などの所有・使用・管理に起因する第三者の身体障害・財物損壊 について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

財物損壊に伴う、その財物の使用不能損害も補償の対象になります。また、財物に物理的損壊のない場合のその使用不能損害も補償の対象になります。ただし、いずれも使用不能損害についての限度額が適用されます。

塗料飛散危険

塗料が飛散したことによる第三者の財物損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

外壁用塗料吹き付け作業中、塗料が風に飛ばされ、近隣の車および洗濯物に付着し汚損してしまっった。



オプション(任意でセットできる特約)

盗難危険(盗難危険補償(担保)特約)

仕事の目的物である建築物内の第三者の財物(保管中・管理下財物を除きます。)につき、窃盗または強盗のために生じた盗取について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

マンション外壁リフォーム工事で組んだ足場を使い、泥棒が侵入し、同マンションの居住者宅が盗難被害に遭ったことについて、被保険者に法律上の損害賠償責任があるとされた。



事故対応費用(事故対応費用補償(担保)特約)

事故が発生した場合に被保険者が支出した対物超過修理費(時価と修理費の差額)、緊急臨時雇入対応費(人件費を除きます。)、対物事故の場合の見舞金(1被害者あたり2万円限度)などの費用を補償します。

